

道立美術館評価実施要綱

(平成28年10月7日 生涯学習推進局長決定)
(令和5年3月29日 生涯学習推進局長決定)

第1 趣旨

この要綱は博物館法(昭和26年法律第285号)第9条の規定に基づき、道立美術館(以下「美術館」という。)が行う評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 評価の目的

美術館活動の向上のため、美術館が行う事業や活動の状況を自ら検証し、美術館運営の改善を図るとともに、道民への説明責任を果たすことを評価の目的とする。

第3 評価実施美術館

北海道立美術館条例(昭和42年条例第3号)第2条及び第3条に定める美術館とする。

第4 評価の時点

前年度の事業等について評価を行うものとする。

第5 評価の方法

- (1) 美術館の基本的運営方針及び当該方針の取組項目を評価の対象とする。
- (2) 評価に際しては、定量又は定性の評価指標を設定し、評価を行うものとする。
- (3) 基本的運営方針、取組項目及び評価指標は別表のとおりとする。
なお、評価指標については、別表に定めるもののほか、美術館の実情に応じ、適宜追加できるものとする。
- (4) 評価を行うにあたり美術館利用者からの意見を参考とするため、必要に応じてアンケート調査を行うものとする。

第6 評価調書の作成

- (1) 評価は、美術館評価調書(別紙様式)(以下「調書」という。)により行うものとする。
- (2) 調書に記載する評価の評語は次表のとおりとする。

評価の結果	取組項目の評価	基本的運営方針の評価
順調	a	A
概ね順調	b	B
やや停滞	c	C
停滞	d	D

- (3) 評価基準は別記のとおりとする。
- (4) 調書の作成にあたっては、道民に分かりやすく、客観的な記述となるよう努めるものとする。
- (5) 美術館長は、調書のうち、「基本的運営方針」、「事業実施計画」及び「目標値の設定」については毎年4月末日までに、また、評価実施後の調書については翌年4月末日までに、それぞれ生涯学習推進局長に報告するものとする。

第7 外部意見の聴取

評価の結果については、北海道立美術館協議会条例(昭和42年条例第5号)第1条に規定するそれぞれの美術館協議会に報告するとともに、美術館運営の改善に向けた意見を聴くものとする。

第8 評価結果の公表

評価の結果については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、美術館及び文化財・博物館課において縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

第9 評価結果の取組への反映

評価の結果が、PDCAサイクルに基づく美術館運営の改善に資するよう、美術館の運営計画や各種事業等への適切な反映に努めるものとする。

第10 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、文化財・博物館課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。